

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 10 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 78 号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>別表第10 附属機関（第93条関係）</p> <p>[略]</p> <p>条例によるもの</p> <table border="1" data-bbox="178 616 805 1003"><thead><tr><th data-bbox="178 616 411 665">名 称</th><th data-bbox="411 616 805 665">所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="178 665 805 714">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="178 714 411 958">岩手県特別職報酬等 審議会</td><td data-bbox="411 714 805 958">岩手県特別職報酬等審議会条例 (昭和39年岩手県条例第63号) 第 1条の規定により、<u>議会の議員の 報酬の額並びに知事及び副知事の 給料の額</u>について審議すること。</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="178 958 805 1003">[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県特別職報酬等 審議会	岩手県特別職報酬等審議会条例 (昭和39年岩手県条例第63号) 第 1条の規定により、 <u>議会の議員の 報酬の額並びに知事及び副知事の 給料の額</u> について審議すること。	[略]		<p>別表第10 附属機関（第93条関係）</p> <p>[略]</p> <p>条例によるもの</p> <table border="1" data-bbox="866 616 1493 1003"><thead><tr><th data-bbox="866 616 1099 665">名 称</th><th data-bbox="1099 616 1493 665">所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="866 665 1493 714">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="866 714 1099 958">岩手県特別職報酬等 審議会</td><td data-bbox="1099 714 1493 958">岩手県特別職報酬等審議会条例 (昭和39年岩手県条例第63号) 第 1条の規定により、<u>議員報酬の額 並びに知事及び副知事の給料の額</u> について審議すること。</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="866 958 1493 1003">[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県特別職報酬等 審議会	岩手県特別職報酬等審議会条例 (昭和39年岩手県条例第63号) 第 1条の規定により、 <u>議員報酬の額 並びに知事及び副知事の給料の額</u> について審議すること。	[略]	
名 称	所掌事務																
[略]																	
岩手県特別職報酬等 審議会	岩手県特別職報酬等審議会条例 (昭和39年岩手県条例第63号) 第 1条の規定により、 <u>議会の議員の 報酬の額並びに知事及び副知事の 給料の額</u> について審議すること。																
[略]																	
名 称	所掌事務																
[略]																	
岩手県特別職報酬等 審議会	岩手県特別職報酬等審議会条例 (昭和39年岩手県条例第63号) 第 1条の規定により、 <u>議員報酬の額 並びに知事及び副知事の給料の額</u> について審議すること。																
[略]																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。